

令和元年6月14日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K04011

研究課題名(和文) 介護サービス提供事業者横断的な会計情報・情報公開制度構築 日米豪比較の視点から -

研究課題名(英文) From the viewpoint of the construction of unitary accounting information and system of information disclosure in care service companies

研究代表者

石津 寿恵 (ishizu, toshie)

明治大学・経営学部・専任教授

研究者番号：70337004

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、介護サービス提供事業者の経営状態について事業体外部者が判断できるような会計情報の在り方を日本、アメリカ、オーストラリアについて「情報内容」と「情報公開手段」という両面から研究した。介護保険制度や財務情報開示制度の比較、介護サービス提供事業者を規制する会計基準の比較、提供されるデータベースの比較、そしてアカウンタビリティについての捉え方の違いなどの多面的な視点から、現地調査、関係専門家へのヒアリング、文献調査、アンケート調査の手法を用いて研究を推進した。財務情報開示の違いには、サービス提供主体の財源とかわり深い税や社会保険料の負担と意識の違いが大きく関わっていることが分かった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

高齢化が一層進展する我が国において、介護サービス提供主体が持続的・安定的にサービスを提供し続けることは、安心できる国民生活のために不可欠である。持続可能な事業体経営のためには、財務的安定性が重要であり、また、ステークホルダーがその情報を入手できる環境づくりが求められる。しかしながら社会のニーズがそうであっても、事業体は一般に情報公開に消極である。このため本研究では、情報公開が事業体の義務である論拠を明らかにすることにより情報公開を促進する基盤の一端を提供した。また、利用者が介護サービスを選択する際の意味決定に必要な情報を一元的・横断的に提供するシステムについて示唆したことに意義があると考えられる。

研究成果の概要(英文)：In this study, I examine the accounts information that an outside person can judge about the financial condition of the care service company. I compare Japan, United States, Australia on this occasion. The study reached from the side of information contents and the side of the information disclosure means.

I studied it from the viewpoints such as the differences of the way of thinking of the comparison of nursing-care insurance system and the financing information disclosure system, the comparison of accounting standards, the comparison of the database of the company information and the accountability. The technique of the investigation is a field work, the hearing to an expert concerned, documents investigation, a questionnaire. The difference in financing information disclosure concerns with the consciousness of tax and social premium that has deep relation to resources of the care service company.

研究分野：財務会計

キーワード：非営利法人 介護サービス 社会福祉法人 医療法人 デイスクロージャー 情報公開

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本格的高齢社会に突入したわが国において、高齢期における介護サービスが質・量ともに安定的に安心感を持って供給されることは必要である。そのためには介護サービス提供主体の経営の安定が必要であり、また、サービス利用者が経営に安心感と信頼感を得られるような情報公開が不可欠である。

介護サービス事業においては、ともすればサービス提供内容の情報開示ばかりが重視されがちである。しかしながら、サービス提供事業者の経営状況悪化・倒産・合併や、劣悪な労働条件によるサービスの低下などが珍しくない昨今、当該事業者が継続的・安定的に事業を継続しえるかどうかをサービス利用者が判断できる財務情報の提供の必要性は高まっている。

介護サービス提供主体の法人形態は社会福祉法人、医療法人、公益法人、学校法人、株式会社など民間組織や市町村立など公的組織など様々であり、よって立つ会計基準も情報開示システムもまちまちとなっている。介護サービス提供主体の財務情報が、かつてのような所轄庁への提出を主目的としていた時代から、広く一般に公開され、ステークホルダーの意思決定に有用な情報の開示が求められる現況を鑑みると、比較可能な形で財務情報の公開を検討する必要性は高いと考えられる。

情報開示の「先進国」であるアメリカ、官民が連携した介護サービスが行われ、わが国の介護保険制度の「手本」とされたオーストラリアにおける介護サービス提供主体の情報開示の内容や手法を研究し、わが国と比較することにより、わが国にふさわしい介護サービス提供主体の財務情報開示の在り方を展望できるのではないかと考えられる。

なお、研究開始当初(2016年度)においては、社会福祉法人及び医療法人の情報公開は限定的であり、特に社会福祉法人の一元的情報開示システム WAM ネットは、2018年度から本格稼働したものである。

2. 研究の目的

本研究は、介護サービス提供事業者の経営状態について事業体外部者が判断できるような会計情報の在り方を、日本・アメリカ・オーストラリアの3国の比較を行いながら「情報内容」と「情報公開手法」という両面から研究するものであり、「安心できる高齢社会のインフラ」という新たな会計の役割を構築しようとするものである。その際、情報公開を義務として促進するために、公開の必要性を情報利用者の利便性のために行うという段階にとどめず、公開責任についての根拠を理論的に明確にする。

3. 研究の方法

研究手法は、文献調査、専門家・実務家からのヒアリング、アンケート調査、介護情報データベースの確認などである。これらの手法を用いて「情報内容」と「情報公開手法」を両輪として研究を行った。

情報内容としては、会計基準、情報公開の理論、情報要素などについて3国を比較した。

情報公開手法としては、情報公開の法制度的・法制度外的開示の枠組み、実際のデータベースや各法人のHPなどの検証をおこなった。アンケート調査では、中心的な介護サービス提供事業者である社会福祉法人に絞って情報開示情報・開示媒体・想定利用者・開示意識などについて書面調査を行うとともに、回答内容によっては現地へ赴き追加ヒアリングなども行った。

4. 研究成果

上記研究方法や研究内容により得られた研究成果の概要は以下の通りである。なお、これらの内容の詳細については、「5. 主な発表論文等」に記載したように学会発表を行うとともに、学術論文として報告をしている。

(1) 情報開示の現状比較

下記は、主な非営利法人の外部財務情報開示関連規定を比較したものである。開示方法を見るとそれぞれの法人形態ごとに統一的な開示が行われつつある(医療法人以外)が、介護サービスを提供する事業者の情報は法人形態ごとであり、一元的・横断的に情報を入手し比較することはできない。また、それぞれ所管省庁・拠るべき法律が異なり、会計の目的も情報利用者も異なる。さらに、会計基準等が異なるため計算書類も多様である。開示内容・開示方法とも、比較可能性の面から外部利用者にとっての利便性は高いとは言えないことが明らかである。

	根拠法令 (所轄庁)	会計基準 等	会計の目的	開示方法	情報利用者
社会福祉法人	社会福祉法(厚生労働省医政局)	社会福祉法人会計基準	法人全体の会計の把握、公益性の維持、自主運営(2000年)2月17日社援第310号「基準の制定について」	公表はインターネットによる(社福規第10条1項、2項)。WAM ネットで一元的に情報公開。	「何人も」(なにびとも。誰でも)

医療法人	医療法(厚生労働省社会援護局)	医療法人会計基準	医療法人が貸借対照表、損益計算書を作成するための会計処理・財務会計情報として整備すべき内容を規定する(基準(1)前文)	社会医療法人と、負債 50 億円以上又は事業収益 70 億円以上の医療法人は、主たる事務所に備置き閲覧供与(法第 51 条の 4、法規第 33 条の 2 の 8)	左記の法人については「一般」(特に制限無し)。それ以外は社員・評議員・債権者のみ。
公益法人	公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律(内閣府)	公益法人会計基準	事業活動状況の透明化、受入れ寄付金等の使途の明確化を通じて広く国民に理解しやすい情報を提供(公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ 2004 年)	計算書類等の閲覧請求を拒んではならない(法第 21 条 4 項)。データベース NOPODAS でほぼ一元的に情報公開	「何人も」(なにびとも。誰でも)
学校法人	私立学校法(文部科学省)	学校法人会計基準	私立学校への助成の適正性に資する(基準)	右の者の請求による閲覧(法第 47 条 2 項)。文科省通知により HP 公開を要請。大学設置法人では 100%公開。	在学する者その他の利害関係者(法第 47 条 2 項)

(2) 介護サービス提供主体一元的・横断的な情報公開についての海外との比較

介護サービス提供主体一元的・横断的な情報公開については、アメリカが最も進んでおり、メディケアやメディケイドといった公的資金が入っている医療介護サービスを提供する主体については CMS(Center for Medicare & Medicaid Services)が一元的に財務情報を公開している。公的組織、民間非営利組織、株式会社といった組織形態にかかわらず、公的保険の適用という視点から一元的・横断的な開示が行われている。

さらに、医療介護サービス提供主体が免税組織であれば、誰でも IRS(内国歳入庁)への提出書類である Form 990(年次報告書)をインターネットを通じて閲覧することができる。これは税金を視点とした情報公開である。

これらと、(1)に記載したわが国の状況を比べると、わが国では法人形態ごとの情報公開は推進されるようになってきたものの、介護サービス利用者が一元的にそれらを利用できる段階には至っていないことが明らかである。

なお、オーストラリアは、一元的なデータベースが存在せず、各組織体が HP で情報公開している。利用者の利便性は高いと言えないが、HP の情報は、多様な工夫が行われている。現地でのヒアリング調査によれば、ファンドレイジングのためには資源提供者にとって有用な情報公開が不可欠であるとのことである。公的資金については、政権交代によりシステムが大きく変わる同国においては、公的資金が必ずしも安定的な財源とは言えないと捉えられている点は、わが国と大きく異なる。

(3) 情報公開に違いが生じる理由の考察

上記のような違いは、介護サービス提供主体の財源となる税や社会保険料に関する意識の違いが根底にあると考えられる。例えば、アメリカでは、納税者や社会保険被保険者へのアカウントビリティが明確に求められており、彼らを主たる情報開示対象者として位置付けているが、わが国では納税者や社会保険料納付者は資源提供者に位置づけられていない。具体的には、アメリカの財務会計基準審議会の概念フレームワーク第 4 号で情報利用者として納税者が挙げられるが、わが国公認会計士協会の非営利法人委員会研究報告 25 号では「補助金の提供者(政府その他の公共団体を含めることができる)」ということに関連性を見出すことができる程度である。また、現在行われている情報公開の開示対象者として「何人」(なにびとも)としている法人があるが、「何人も」への情報公開の根拠は必ずしも明確になっていない。行ったアンケート調査において外部情報開示理由としては、殆どのものが制度的要請としており、開示対象者として多いものは債権者、サービス利用者や納税者等が挙げられている。

なお、オーストラリアにおいては実務的に、主たる対象を納税者等よりも寄付者等としているが、これには政権交代の頻発という社会環境が影響している。オーストラリアは介護サービスについての「官民の連携先進国」として、わが国が介護保険を導入する際に参考とした国であるが、官民の役割分担と連携方法は政権交代によって可変的である。

わが国においては、今後、非正規雇用者の増加や重くなる税・社会保障費負担といった社会環境の変化によって、納税意識への変化が起こる可能性もある。したがって、納税者への直接のアカウントビリティという考え方は、情報公開の推進の中で必要になって来ると考えられる。

(4)その他

アンケート調査を通じて社会福祉充実計画の課題を認識することができた。これは、2018年から新たに導入された、社会福祉法人の「内部留保」(社会福祉充実残額)を社会福祉事業に活用するための施策である。計画作成に該当する法人は10%程度に過ぎないが、公的資金の使い道を明確にして活用するものであり、大きな意味のある施策と考えられる。「内部留保」の計算には貸借対照表への計上額が根拠として用いられており、また、課題となっているのは「公的資金が投入されているにもかかわらず内部留保がなされている」ことであるから、貸借対照表の中でその内容を明らかにすることはアカウンタビリティの点から必要なことと考えられる。外部者が介護サービス提供主体の経営の方向性を理解するためにも重要なものであるため、計算書類情報の開示の中で一元的に公開する方向性について今後検討する必要があると考える。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 4 件)

石津寿恵「非営利組織における補助金の負債性に関する研究」『経営論集』第64巻第1.2.3合併号、2017年、96-109頁。

石津寿恵「医療福祉事業における財務会計情報の開示」『会計』第193巻第2号、2018年、66-79頁。

石津寿恵「非営利組織の内部留保」『非営利法人研究会会誌』第20巻、2018年、15-23頁。

石津寿恵「国庫補助金の会計処理」『産業経理』第79巻第2号、2019年、印刷中。

〔学会発表〕(計 5 件)

石津寿恵「非営利組織における補助金の会計処理」日本会計研究学会第75回全国大会、2016年9月14日、静岡コンベンションセンター。

石津寿恵「病院の財務情報開示 日米の制度比較を踏まえて」会計学と文化人類学の学際研究会、2017年1月21日、国立民族学博物館。

石津寿恵「非営利法人における内部留保 公益法人、学校法人、社会福祉法人」非営利法人研究学会関東部会、横浜国立大学、2017年8月20日。

石津寿恵「非営利法人の内部留保」非営利法人研究学会第21回全国大会(統一論題報告)、神戸学院大学、2017年9月5日、6日。

石津寿恵「医療福祉事業における財務会計情報の開示」日本会計研究学会第76回全国大会(統一論題報告)、広島大学、2017年9月23日、24日。

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。